

建築板金職種(内外装板金作業)

<p>作業の定義</p>	<p>建築物の内装(内壁、天井等)、外装(外壁、屋根、雨どい等)に係る金属製内外装材を加工し、取り付ける現場施工作業をいう。 (注) 内装物とは、屋内にある成形加工した鋼板等で覆った天井や壁または空調機器や厨房設備を板金で覆った物をいう 外装物とは、建屋の屋根や壁を成形加工した鋼板等を用いて仕上げた外装建材物をいう</p>		
<p>必須作業(移行対象職種・作業で必ず行う作業)</p>	<p>技能実習1号 (1)内外装板金作業 ①内外装板金工事の施工作業 1.切断・曲げ等による直角等板金製作作業 2.内外装板金加工用機械の操作作業 3.内外装板金用器具の取扱い作業</p>	<p>技能実習2号(1年目) (1)内外装板金作業 ①内外装板金工事の施工作業 1.切断・曲げ等による直角、複雑な形状等板金製作作業 2.内外装板金加工用機械の操作作業 3.内外装板金用器具の取扱い作業 4.簡単な壁・天井等の内装作業 5.簡単な外壁・屋根・雨どい等の外装作業</p>	<p>技能実習2号(2年目) (1)内外装板金作業 ①内外装板金工事の施工作業 1.内外装板金工事の段取り作業 2.切断・曲げ等による直角、複雑な形状等及び曲面のある板金製作作業 3.屋根・雨どい等外装作業 4.壁・天井等内外装作業 5.飾り金物の製作・取付作業 6.内外装板金接合作業 7.内外装板金製品の組立て作業 8.内外装板金加工用機械の操作及び調整作業 9.内外装板金用器具の選択及び取扱い作業</p>
<p>関連作業、周辺作業(上記必須作業に関連する技能等の修得に係る作業等で該当するものを選択すること。)</p>	<p>(2)安全衛生作業 ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③建築板金職種に必要な5S(整理・整頓・清掃・清潔・躰(習慣))の遵守 ④建築板金職種の作業用の機械及び周囲の安全確認作業 ⑤保護具及び服装の安全点検作業 ⑥建築板金職種における事故・疫病予防 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業</p> <p style="text-align: center;">※</p> <p>(1)関連作業 ①ダクト板金作業 ②玉掛作業(屋根材等の揚重) (特別教育又は技能講習が必要) ③熱絶縁施工作業 ④防水施工作業 ⑤冷凍空調和機器施工作業 ⑥工場板金作業 ⑦内外装(金属製除く)作業 ⑧厨房設備施工作業 ⑨内装仕上げ作業 ⑩機械加工作業 ⑪金属プレス加工作業(特別教育が必要) ⑫溶接作業(タイトフレーム取付け)(特別教育が必要) ⑬グラインダー作業(切削作業等) (としいの取り替え等業務の場合特別教育が必要)</p> <p>(2)周辺作業 ①作業用機材の搬送作業(作業場内) ②作業用機材・加工製品の梱包、積み込み作業 (3)安全衛生作業(関連作業、周辺作業を行う場合は必ず実施する作業) 上記※に同じ * 下線部の作業は主に2号で使用するもの。その他は主に1号で使用するもの。</p>		
<p>使用する素材(材料)(該当するものを選択すること。)</p>	<p>下記の①は一つ以上必ず使用し、②は必要に応じて使用すること ①金属材料 1.鋼板 2.溶融亜鉛めっき鋼板(亜鉛鋼板) 3.塗装溶融亜鉛めっき鋼板(着色亜鉛鉄板) 4.ステンレス鋼板 5.銅及び銅合金板 ②材料 1.屋根・外壁材 2.断熱材 3.防音材 4.シーリング材 5.接着剤 6.アルミニウム及びアルミニウム合金板 7.塩ビ鋼板 8.ガルバリウム鋼板 9.着色(塗装)ガルバリウム板 10.耐酸被覆鋼板 11.チタン板</p>		
<p>使用する機械、設備、器具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①機械、設備等(必要に応じて使用すること) 1.屋根用成形機 2.壁用成形機 3.直刃せん断機(スケヤシャーリング、ギャップシャーリング等)及び付属品 4.ストレートシャー 5.エースカッター 6.折曲加工機 ②器具等(一つ以上必ず使用すること) 1.打出し工具 2.絞り工具 3.リベッター 4.トーカー 5.ポンチ 6.片手ハンマ 7.板金ハンマ 8.木ハンマ 9.でんがく 10.チップングハンマ 11.パイプ 12.口金カバー 13.平やすり ③計測器等(一つ以上必ず使用すること) 1.スケール 2.コンベックス 3.巻尺 4.けがき定盤 5.Vブロック ④保護具等(作業に応じて必ず使用すること) 1.保護眼鏡 2.電気溶接用保護眼鏡※主に2号で使用 3.防塵マスク 7.CAD/CAMシステム 8.両頭グラインダ及び付属品 9.リベティングマシン 10.スポット溶接機 11.ディスクマシン 12.卓上ボール盤 13.マシンバイス(箱バイス) 14.やすり柄 15.組やすり 16.スレードリル 17.ワイヤブラシ 18.たがね 19.チャックハンドル 20.モンキレンチ 21.六角レンチ 22.ウオータプライヤ 23.ドライバ(+、-) 24.金鋸 25.金切りはさみ(直刃、柳刃、えぐり刃) 26.折り台 14.三本ロール 15.ガス溶接装置 16.ガス切断器 17.アーク溶接装置 18.高速と石切断機 19.ニブリングマシン及び付属品 20.作業台 27.拍子木 28.刃刃 29.丸棒 30.はぜ起こし 31.角床 32.火ばし 33.金ばし 34.バケツ 35.はんだごて(なた、やり) 36.トーチランプ 37.タツブ 38.ダイス 39.ハンドルリベッタ 21.ロータリシャー 22.電気ドリル 23.振動ドリル 24.脚立 40.コードリール 41.丸棒台 42.駒ノ爪床 43.いちょうば床 44.つかみ箸 45.菊絞り 46.クランプ 47.ハンチグドレッサ 48.ダイヤブリック 49.かげたがね 11.三角スケール 12.ノギス 13.マイクローメータ 14.墨出し器 15.直尺 7.溶接用手袋、足カバー、腕カバー、前掛け</p> <p>* 下線部の機械等は主に1号で使用するもの。その他は主に2号で使用するもの。</p>		
<p>製品の例(該当するものを選択すること。)</p>	<p>内外装板金作業で製作した板金製品及び内外装板金工事作業の結果そのものが製品である。 * 主な金属製内外装板金製品には、屋根、壁、とい、軒天、水切り等役物がある</p>		
<p>移行対象職種・作業とはならない作業例</p>	<p>1.現場作業がない場合 2.配管作業のみの場合 3.ALCパネル施工作業のみの場合 4.内外装板金及び取付金具製作以外の溶接作業のみの場合 5.移動式クレーンの運転作業のみの場合 6.玉掛作業のみの場合 7.高所作業車の運転作業のみの場合 8.関連作業及び周辺作業のみの場合</p>		